

要 望 書

(令和4年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や、頻発する自然災害への対応など、単独の市町では解決できない重要かつ喫緊な課題が多く存在しています。特に、新型コロナウイルスの感染拡大が反復し、日常生活や地域経済への影響が長期化する中、感染拡大防止と社会経済活動を両立させることは、直面する重要課題の一つとなっています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らせる持続可能な地域社会を実現していくためには、国・県・市町が、それぞれの役割を果たすとともに、より一層の連携・協力の下、知恵を出し合って、一歩ずつ前に進んでいくことが重要であります。

つきましては、令和 4 年度予算編成に当たっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和 3 年 10 月 18 日

広島県市長会
会長 松井 一 實

広島県町村会
会長 吉田 隆 行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	14

重点要望事項

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルスワクチンの今後の接種体制等について

今後の毎年接種も想定されるため、混乱なく円滑に接種を実施できるよう、ワクチンの安定確保や、供給量及び供給スケジュールの早期提示、医師・看護師等の確保などについて、適宜、国に強く働きかけること。

また、接種後健康被害の救済が迅速・適切に図られるよう、市町が設置する健康被害調査委員会を県が設置（事務委託）することについて、積極的に検討すること。

(2) 地域経済対策について

地域経済への影響を最小限に食い止め、感染状況等を見極めつつ地域経済の再生・活性化を図る必要があることから、次の事項について積極的・継続的に取り組むこと。

- ① 外出自粛要請等による売上減少に対する支援強化や、雇用調整助成金の特例措置延長等の国への働きかけなど、事業者の事業継続と雇用維持に必要な支援。
- ② 観光需要の回復に向けた、市町と連携した各種キャンペーンなど、県内全域に効果が見込まれる観光需要喚起の取組。
- ③ 市町が独自に実施する事業者支援策や観光振興施策に対する財政支援など必要な支援。

2 地域医療体制の維持・確保について

安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科・小児科等を担う医師や看護師等の不足、地域間・診療科間の医師偏在の実態などを踏まえ、医師・看護師等の絶対数の確保やオンラインによる診療・診療支援の体制構築に向けて、一層積極的に取り組むこと。

3 地域公共交通の維持・確保について

人口減少や過疎化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の激減により、公共交通事業者の経営が悪化し、バス路線が廃止されるなど地域公共交通を巡る環境は厳しさを増している。

このため、高速バス路線減収の支援制度創設など、コロナ禍克服のための支援を始め、陸路・航路を問わず、地域社会に不可欠な公共交通の維持・確保のための支援について、より一層積極的に取り組むこと。

4 防災・減災対策について

令和3年7月・8月豪雨で被害を受けた箇所について、早期復旧に努めること。また、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興に向けて、再度災害防止のための砂防事業や治山事業など関連事業の早期完成を図ること。

気候変動による災害の頻発化等を踏まえ、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業、高潮対策事業、治山事業及びため池整備事業等の更なる加速や、実効性のある避難を確保するための対策の充実強化など、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強力に推進すること。

5 鳥獣被害対策について

ツキノワグマの目撃件数が急増し、人身被害も発生しているため、住民生活の安全・安心を確保する観点から、生息数や生息分布等を把握し、人身被害を回避するための対応策を講じること。

また、イノシシ等による農作物等被害を防止するため、野生鳥獣の生態や被害防除の専門知識を有した人材を確保し、地域ぐるみの対策を支援するとともに、ICTを活用した取組の支援拡充を国に働きかけるなど、鳥獣被害対策の支援を強化すること。

6 ひろしまの森づくり事業の推進について

森林を住民共有の財産として、守り育て、次の世代に引き継いでいくため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」を、令和4年度以降も継続すること。

一般要望事項（広島県市長会）

1	地域交通対策の推進について	3
2	保健福祉行政の充実強化について	4
3	生活環境の整備促進について	7
4	教育行政の充実強化について	8
5	道路等の整備促進について	9
6	防災・減災対策の推進について	10
7	地域産業・経済の振興等について	12

1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくための地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の悪化を招いている公共交通事業者について、高速バス路線を含む、減収に関する新たな支援制度の創設など、事業継続に向けた積極的な支援を講じること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率 2 分の 1 を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、重度心身障害者医療費助成と同様に、精神障害者医療費助成の対象医療に入院医療を加えること。

また、重度心身障害者医療費助成制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）並びに精神障害者医療費助成制度対象者のうち、65 歳から 74 歳の者については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律 1 割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になってい

ることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

4 安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

5 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、環境整備を図ること。

6 放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染防止のための社会的距離を確保するため、施設面積の拡大やクラス数の増加、放課後児童支援員の増員が必要である。

このため、施設の新増築等に係る、県による新たな財政的支援や国に対する整備交付金の要件緩和・補助率の嵩上げの働きかけを行うとともに、支援員の確保に向けて、認定研修の増加や人材バンクの設立など、取組を推進すること。

7 各市町の「1人あたり保険料収納必要額」について、増加するとしても、医療費の伸びと同程度の増加になるよう、県繰入金等を用いた激変緩和措置を適切に行うこと。

また、広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとされているが、医療費適正化等を更に進めるため、市町が積極的に保健事業等の拡充に取り組めるよう、過去3年間の平均に捉われない柔軟な保険料財源の設定方法とすること。

- 8 国民健康保険制度における保険料（税）について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、子育て世代への支援の観点から、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の更なる拡充を図るよう、国に働きかけること。

- 9 新型コロナウイルスワクチンに関し、接種後の健康被害救済制度に係る健康被害調査委員会について、迅速・適切な救済が図られるよう、市町からの委託による県設置に向けて積極的に検討すること。

3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置をするよう国に働きかけること。

- 2 ツキノワグマの目撃件数が急増し、人身被害も発生していることから、市民生活の安全・安心を確保するため、生息数や生息分布を把握し、問題発生時の管理活動をより迅速に危険を回避できるよう見直すなど、保護計画において適切な対応策を講じること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、市教育委員会において、その欠員を臨時的任用職員で補充している状況がある中、人材確保に苦慮しており、また、結果として、学校運営に支障を来たすケースも生じている。

児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないよう、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

5 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。

併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。

また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。

2 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別ごとの負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自庁行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いた上で、事業種別ごとに市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興及び防災・減災対策の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興に向けて、治山激甚災害対策特別緊急事業など、被災山地の復旧や再度災害防止に向けた県営治山事業の早期完成を図ること。
- 2 防災・減災対策の一層の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業における砂防堰堤整備等の更なる事業の推進を図られるとともに、急傾斜地崩壊対策事業の市施行事業の十分かつ柔軟な財政措置及び県施設の維持管理費の十分な財政措置についての特段の配慮を行うこと。
 - (2) 山地災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、小規模崩壊地復旧事業を含め、治山事業について継続的な予算確保と拡充を図ること。
 - (3) 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。
 - (4) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据え、流域全体・総力戦で挑む治水対策及び土砂災害対策を更に加速すること。

また、施設が本来有する機能を十分に発揮できるよう、既存施設の適切な維持管理を行うとともに、実効性のある避難を確保するための対策の充実・強化を図るなど、ハード・ソフト

体となった治水・土砂災害対策を強力に推進すること。

- (5) 農業用ため池の整備・廃止・管理等について、人的被害の未然防止等に向けて、県が策定した方針等に基づき、県・市が一体となった計画的な防災・減災対策が促進されること。

特に、廃止工事が予定されているため池については、管理が十分に行き届かず、健全度の急速低下による堤体の決壊等により、人的被害を与えるおそれがあるため、早期完了に向けた事業が促進されること。また、廃止工事に伴う流末処理水路の整備についても事業対象とすること。

7 地域産業・経済の振興等について

地域産業・経済の振興等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う地域経済等への影響を最小限に食い止め、地域の再生・活性化を図るため、次の事項について積極的に措置すること。

(1) 感染収束が不透明な中、外出自粛要請等の影響を受けた中小事業者の売上回復には相当の時間を要することが見込まれるため、売上減少に対する支援金等により、事業者に寄り添った中長期的な支援を行うこと。

(2) コロナ禍における移動制限等により、海外での商談機会の損失を受ける等、新型コロナウイルス感染症の影響が遅れて生じる造船業などの業種に対する雇用調整助成金の特例措置の延長・拡充及び継続について、国に働きかけていくこと。

(3) 感染症の収束状況等を勘案しつつ、観光需要の回復を図るため、国内若しくは県内全域で効果が見込める観光需要喚起対策等の取組を推進すること。また、実施に当たっては、限定的な期間ではなく、安定した経営状況が見込めるまでの間とするなど、継続した取組とすること。

加えて、観光関連事業等や各市町で実施する独自の観光需要喚起等の施策に対する財政措置を始めとした支援策を、継続的に講じること。

2 森林を住民共有の財産として、守り育て、次の世代に引き継いでいくため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひ

ろしまの森づくり事業」を、令和４年度以降も継続すること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 14
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 16
- 3 生活環境の整備促進について…………… 20
- 4 教育行政の充実強化について…………… 23
- 5 道路等の整備促進について…………… 24
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 26
- 7 地域産業等の振興について…………… 28
- 8 観光振興施策の推進について…………… 30

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 公共施設等総合管理計画に基づく各種事業については、中長期的に取組みを継続する必要があるため、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の延長について、国に強く働きかけること。
- 2 広島県議会議員一般選挙及び広島県知事選挙の執行に係る経費の交付にあたっては、特に年度をまたいで事務を行う際は市町の経費負担が生じることのないよう、十分に配慮すること。
- 3 県の権限移譲事務については、地域の実情に考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。
 - (1) 一般県道及び主要地方道の維持修繕を推進するため、道路の維持修繕に係る移譲事務交付金について、修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕を推進するため、同施設の維持修繕事業に係る移譲事務交付金について修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。
- 4 本県のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、次のとおり積極的な措置を講じること。
 - (1) 自治体の情報システムの標準化・共同化にあたっては、早期に的確な情報提供を行うとともに、「標準システム」への移行が遅滞なく進むよう、県において支援体制を構築すること。

また、町において必要となる情報セキュリティ対策の実施に向けて、人的・財政的支援策を講じるよう国に働きかけること。

- (2) D Xを推進する意義が広く浸透し、県民の理解が得られるようにするため、県においては、住民の目線に合わせた広報・啓発活動に積極的に取り組むこと。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。
 - (1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。
 - (2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。
 - (3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。
 - (4) 県東部の自治体間における病児・病後児保育の相互利用に係る連携協定締結に向けた支援を行うこと。
 - (5) 放課後児童クラブにおける支援員確保に向けた子育て支援員研修について、オンライン研修の導入等人材確保につながる支援を行うこと。
- 2 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 離島地域における緊急搬送体制について、休日・夜間および

天候不良時におけるタブレット端末等リモート機能を利用した遠隔診療体制の構築に向け、専門医師の確保および最新機材の整備に対する支援を行うこと。

さらに、5G等ICTによる医療サポート体制の構築に向けた支援を行うこと。

(2) 中山間地域の中小病院専門外来における専門医・看護師等の確保や、拠点病院と地域中小病院を繋ぐ遠隔診療体制の構築に取り組むこと。また、中山間地域における医療体制を維持できるように、中小病院への財政支援を行うこと。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

4 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的に講じること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、保険料やサービスの供給に地域間格差が生じることのないよう、介護保険財政の広域運営の推進など介護保険制度の見直しを行うよう国に働きかけること。

(2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるように国に働きかけること。

(3) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じるなど、引き続き国に対して働きかけること。

(4) 介護支援専門員の人材不足を解消するため、資格の更新にかかる研修内容等の見直しを国に働きかけるとともに、県においては研修実施における受講環境への配慮を行うこと。

(5) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにする

ため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

5 小規模特別養護老人ホームの自立した事業継続のため、基本報酬の加算等の特別措置について国に働きかけること。

6 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。

併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。

(2) 障害者が安心して暮らすことが出来る地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。

7 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常的な財政支援措置を国に強く働きかけること。

県においては、準統一保険料の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

また、被保険者の保険料負担軽減については、低所得者層に対する保険料の軽減措置を拡充するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置についても、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象範囲を拡大するよう国に働きかけること。

- 8 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
- 9 がん患者に対するアピアランスケアの充実のため、県において助成制度の創設等支援を行うこと。
- 10 新型コロナウイルスワクチン接種にかかるWEB予約システムについて、汎用性の高い全国共通予約システム構築の早期実現を国に求めること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 空き家の利活用の促進及び空き家抑制の強化には固定資産税の住宅用地特例の適用除外が効果的であるが、適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、町の独自基準では判断が困難であることから、法律で明確に規定するよう国に働きかけること。
 - (2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど、空き家所有者等への財政支援を行うこと。
 - (3) 中山間地域の町が公的に空き家を整備活用する場合には、過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）と併せて活用できる県独自の支援制度を創設すること。
- 2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。
- 3 人口減少が著しい中山間地域において、移動手段の確保は最も重要な課題の一つとなっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、次の事項について積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

- (1) 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、デマンド交通制度を導入しているが、利用料金の負担軽減対策など町の財政的負担が大きいことから、県や国において地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講じること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染の影響で路線バス事業者の経営が悪化し、路線の廃止等住民への影響が顕著となっている。
については、中山間地域の生活交通を維持するため、積極的な財政支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。
 - (3) 広域的なバス路線のフィーダー化など地域公共交通の再編に伴い、運行補助負担額が大幅に増大することが予測されるため、フィーダー化される路線について、輸送量・平均乗車密度等の補助要件を緩和し、現行と同額程度の補助を維持すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響で町内循環バスの利用者数、収支率が減少していることから、新型コロナウイルス感染症の影響分について、財政支援を行うこと。
- 5 交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。
- 6 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。
- (1) 日常生活航路は、通勤、通学や通院（特に人工透析等）など離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。
 - (2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソ

リン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

- 7 簡易水道事業の広域連携について、経営の一体化を行うことによって交付金に不利益が生じないように引き続き国に働きかけるとともに、県において財政支援制度を創設すること。
- 8 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援の継続及び補助対象範囲を各自治体の整備事情に配慮した内容となるよう補助対象範囲の拡充を国に働きかけること。
- 9 閉鎖性の強い広島湾奥部では、底泥に有機物が多く堆積し、牡蠣養殖など生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている。また、都市化が進んだ地域の河川では、水質汚濁による悪臭の発生が課題となっている。
については、石炭灰造粒物を活用した底質改善など港湾及び河川の環境改善を図ること。
- 10 西中国山地国定公園等の自然環境を保全し持続可能な利用を推進するため、町の施策と連携して、県において公園利用者の負担（入域料の収受）について検討すること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 公立、小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
- 2 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟な対応をすること。
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舍整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。
- 3 文部科学省提案のオンライン授業等学習環境整備のため、家庭における通信費用の負担を軽減する手立てを講じるよう国へ働きかけること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 高規格道路及び主要な国道・県道の整備を道路整備計画に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 令和5年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
 - (3) 高規格道路の一部開通による大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を引き続き実施すること。
- 3 市街地域など沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和元年10月に事業認可された

内容に基づき、着実に実施するとともに、関連事業に遅れが生じないように事業の推進を図ること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。
 - (1) 現在着工中の河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山施設整備等に係る事業の早期完了と未着手事業への早期着手
 - (2) 道路等公共土木施設災害復旧事業の推進
 - (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去

- 2 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2021」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」については、現計画の確実な実施並びに対象となる河川及び区間の拡充を図ること。

- 3 近年の気候変動による影響を踏まえ、想定し得る最大規模の高波、高潮による浸水被害を軽減するため、次の事項に係る事業を拡充するとともに、早期完了を図ること。
 - (1) 河川河口部や海岸における高波・高潮対策
 - (2) 港湾海岸や建設海岸における高潮対策及び海岸保全施設整備

(3) 広島港港湾計画に基づく防波堤整備

- 4 社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）について、狭あいな道路の多い地区の避難路整備をはじめとした防災対策を着実に進められるよう、予算を十分に確保するよう国に働きかけること。
- 5 本格的なデジタル社会の到来を見据え、誰一人残さない防災・減災を実現するために必要不可欠であるネットワークやシステムの整備を推進するため、次の事項について取り組むこと。
 - (1) 避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者名簿等のデジタル化・システム化に特化した補助制度を県や国において新たに創設すること。
 - (2) 県が運用する「ひろしま防災チャットボットシステム」については、町が独自に運用する防災情報提供システムとの情報連携や動画ファイルの掲載が可能となるよう、仕様の改善を図ること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) ひろしま型スマート農業推進事業(ひろしま型スマート農業プロジェクト)については、次年度以降も事業を継続するとともに、次期プロジェクトテーマの選定にあたっては、産地の意見を聴くなど、関係する自治体との連携を図ること。

また、スマート農業の普及・推進にあたっては、技術の普及に向けたアドバイザーの設置など支援体制の充実を図ること。

(2) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

(3) 中山間地域の農業が廃れることのないよう、また担い手農家の安定的かつ持続的な経営が図れるよう、中山間地域等直接支払事業の継続及び平場と中山間地との所得格差の補償という事業趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた交付金額となるよう制度の拡充を国に働きかけること。

(4) 多面的支払交付金については、新たに認定された活動組織のみならず、再認定組織についても円滑な事業の実施が行えるよう国に対して十分な予算額及び交付税を措置するよう働きかけること。

また、地元の事業実施に支障を来さないよう、現状よりも早い時期に交付額を確定すること。

(5) 新規就農者の支援に有効な各種国庫補助事業のうち、ビニー

ルハウスの整備に係る補助については、要求されるハウスの仕様を見直すなど、新規就農者が経営体力を保ちながら施設の整備に取り組めるよう、採択要件の緩和を国に求めること。

2 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、地域産業とそこで働く人々の生活を守るためにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実も含め、予備費の活用や今後の補正予算編成等により、切れ目のない雇用・経済対策を行うよう国に求めること。

3 森林の有する公益的機能を持続的に発揮し、保全を図るため、次の事項について取り組むこと。

(1) 令和3年度が最終年度となる第3期「ひろしまの森づくり事業」については、令和4年度以降も第4期として事業を継続するとともに、次期事業では人工林健全化（間伐）の実施要件『山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林』を撤廃すること。

(2) 松くい虫等の森林病虫害被害に対する防除対策等関連施策を継続し、安定的に予算を確保するとともに、効果的な防除技術の導入に向けた取組を進めること。

4 有害鳥獣対策に係る実態調査・研究及び町の取組に対する支援を継続するとともに、近年被害が増加しているツキノワグマの狩猟解禁や鳥獣対策に特化した専門員を配置するなど、加害個体や被害の実態に応じた対策に取り組むこと。

5 自治機能が崩壊し、消滅集落が拡大傾向にある周辺部地域において、産官学、民間等の連携による継続的支援ができるよう、中間支援専門組織を県において設置すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通じた有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進するとともに、安全・安心及び利便性を確保するため、JR駅と直結した横断歩道橋の整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。
- 3 訪日外国人をはじめとする観光客がより快適に過ごせる環境を整えるため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) おもてなしトイレ整備事業補助金については、来年度も継続実施するとともに、補助金枠を拡充すること。また、採択にあたっては市町の整備計画に配慮すること。
 - (2) 落石等による破損や老朽化のため通行止めとなっている県有施設の遊歩道については、引き続き安全対策を実施するとともに、町や地元関係者と協議を進め早期に全線開通すること。
 - (3) 西中国山地国定公園内の看板については、多言語化などの整備を促進すること。また、利用者の多い登山道については、適宜修繕を実施すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により観光関連事業者は大幅

な観光客の減少により影響を受けている。引き続き観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充を図ること。